

「元気発進！子どもプラン」の次期計画策定のイメージ

【次期計画策定に当たっての基本的な考え方】

- 1 子育て環境の現状や課題、国の動向の把握**
子どもや子育て家庭の現状、現行計画の評価や課題、基本計画の中間見直し、国の動向等を踏まえ、市民のニーズを把握し時代の求める計画を作る。
- 2 すべての子どもや子育て家庭を支援する計画**
子ども・子育て支援法の定める計画を含む、妊娠・出産から乳幼児、青少年、若者の自立などすべての子どもや子育て家庭を支援する総合的な計画を作る。
- 3 現行計画をより発展させる計画**
子育て支援施策について体系的に整理され、一定の評価を受ける現行計画を出発点に、子どもの成長や子育て支援、若者の自立支援への施策を充実し、より発展させる計画を作る。

【子育て家庭の現状や課題】

- ① 子どもや子育て家庭の現状**
 - ・出生数が低い水準で推移している(H24:出生数8,213人)。
 - ・子育ての不安や負担感を感じている親がかなりいる。
 - ・年度途中で保育所における待機児童が発生している(H24.10:116人)。
 - ・違法ドラッグや携帯電話の安易な使用による被害の発生が増加している。
 - ・母子家庭の平均年収は約234万円と低い水準にある。
 - ・児童虐待の発生が増加傾向にある(H24:346件)。
- ② 現行計画の課題**
 - ・保育サービスでは、年間を通じた待機児童の解消
 - ・利用児童の増加に対応できる放課後児童クラブの運営基盤の強化
 - ・発達に気になる子どもの早期発見や支援体制の強化
 - ・非行防止対策や立ち直り支援、薬物等乱用防止対策の充実・強化
 - ・ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るための就業支援などの施策の充実
 - ・児童虐待が深刻化する前に、早期発見・早期対応するための体制強化
- ③ 市基本計画の見直し**
 - ・「年間を通じた待機児童解消策の推進など保育の充実」(新規)
 - ・「幼保小連携など「幼児教育の充実」(修正)
 - ・「青少年の健全育成・非行を生まない地域づくり」(修正)
 - ・「いじめや不登校等の問題を抱えた子どもへの支援」(修正)
 - ・「若者の自立支援」(新規)
- ④ 子ども・子育て支援新制度など国の動向**
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所の共通の給付「施設型給付」などの創設
 - ・認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ・保育に関する認可制度の改善や保育の必要性の認定
 - ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援(放課後児童クラブなど)の充実

【市民や有識者等の意見の反映】

- ① 子ども・子育て会議での意見聴取**
 - ・有識者、事業主・労働者の代表、子育て当事者、子育て支援当事者などで構成する北九州市子ども・子育て会議での次期計画の検討
- ② ニーズ調査の実施**
 - ・子ども・子育て支援に関する市民アンケートの実施(対象17,000人)
- ③ パブリックコメントの実施**
 - ・中間計画策定後、市民向けにパブリックコメントを実施(予定)
- ④ 市民意識調査による市政評価や市政要望**

「元気発進！子どもプラン」の次期計画

【基本となる事項】

- 1 根拠**
子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 2 計画期間**
・平成27年度
～平成31年度
(5年間)
- 3 対象**
 - ・子どもから高齢者まですべての市民を対象
 - ・本計画の「子ども」とは、18歳未満のすべての子ども
 - ・また、「若者」とは、概ね40歳未満の者
- 4 位置付け**
北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向及び具体的な取り組みを示すもの
- 5 基本理念、視点、骨格**
※国の示した基本指針や北九州市子ども・子育て会議での議論を踏まえ、必要な見直しを行う。

【計画の内容】

1 主な施策（現行計画の内容）

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・働き方の見直し | ・保育サービス |
| ・放課後児童クラブ | ・母子保健 |
| ・母子医療 | ・子育ての悩みや不安への対応 |
| ・就学前教育 | ・青少年の健全育成 |
| ・若者の自立支援 | ・家庭の教育力の向上 |
| ・安全・安心なまちづくり | |
| ・社会的養護が必要な子どもへの支援 | |
| ・ひとり親家庭への支援 | |
| ・児童虐待への対応 | ・障害のある子どもへの支援 |

2 当計画に含まれる行政計画

- (1)「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - ・教育・保育提供区域の設定
 - ・教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
 - ・給付に係る教育・保育の一体的提供など
- (2)その他の計画
 - ・「ひとり親家庭等自立促進計画」
 - ・「母子保健計画」
 - ・「子ども・若者計画」

■想定される論点(仮)

- 幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、実施時期の検討
- ワーク・ライフ・バランスが実践されるよう、市民や企業への働きかけ
- 年間を通じた待機児童対策や多様な保育ニーズへの対応
- 放課後児童クラブの運営基盤の強化と魅力あるクラブづくり
- 養育支援が必要な妊産婦や発達に気になる子どもの早期発見や支援
- 子育て(教育含む)情報の発信
- 就学前教育の充実や幼保小連携への取り組み
- 青少年の非行防止対策や立ち直り支援、薬物等乱用防止、若者の自立支援
- 親育ちを応援する家庭の教育力の向上
- 児童養護施設等の環境整備
- ひとり親家庭への就業支援や子育て支援
- 児童虐待への早期発見、早期対応など